

「東京横浜毎日新聞」社説目録(二)

山田昭次  
吳屋治美

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
一・五	三九〇九	明治十七年 読改正徴兵令(10) 八・九・一〇・一	一六	三九四二	国会議事堂ノ着手ヲ望ム(5) 一七・一九・二〇・二一
二・五	三九〇九	中山鉄道公債証書条例(5) 八・一〇・一一・一二	二二	三九四七	通商府県会
一三	三九一五	金札引換無記名公債証書条例(3) 一五・一七	二三	三九四八	戸長役場併合ノ利害
一六	三九一七	露国文部卿ノ論達(3) 一八・一九	二四	三九四九	内地雜居論(8) 二六・二九・③一・二・二五・二六・二八・三〇
二〇	三九二一	預米石高ノ公示ヲ望ム	二六	三九五〇	民事訴訟用印紙(2) 二七・二八
二二	三九二二	告華族諸氏(2) 二三	二四	三九五八	揆及事変(2) 五
二四	三九二四	官吏撰任法ヲ定メンコトヲ望ム(7) 二五・二六・二七・二九・三〇・②一	二六	三九六〇	質屋取締条例設定ノ風説(2) 七
一・二五	三九二五	大藏省第七号告示(2) 二六	二六	三九六一	倫動電報
二九	三九二八	各地臨時議會ノ影響如何(11) 三〇・②二・三・五・六・七・八・九・一〇・一四	二六	三九六三	裁判権ヲ論ズ(5) 一一・一四・一五・一九
二七	三九三五	清仏交渉ノ近状如何	二六	三九六六	平等ト自由トノ關係ヲ論ズ(2) 一三
九	三九三七	私立学校ノ存廢且夕ニ迫ル(5) 一〇・一二・一四・一五	二六	三九六七	北寧陥没(2) 一八
			二六	三九六七	宗教ノ争ヲシテ政治ノ煩トナラシムル勿レ(3) 一九・二二
			二七	三九七〇	制度取調局ノ設置
			二七	三九七二	減租ノ請願
			二七	三九七五	地方政庁ノ移転及ヒ地方行政区ノ区劃

(月日)	(号数)	(社説題)
四・三	三九八一	(5) 二九・三〇・④一・二二
六	三九八三	按及及ヒ安南(2) 五
九	三九八五	英韓条約(2) 八
一〇	三九八六	一喜一憂
一一	三九八七	政体ノ利弊ヲ明ニス(8) 一一・一六・一八・二〇・二三・二六・二七
一二	三九八八	神奈川県会議決不認可ノ事件(3) 一二・一七
一三	三九八九	英國議員選舉権擴張案ノ可決
一四	三九九〇	清廷最後ノ決心如何(2) 一五
一五	三九九一	賭博犯者ノ就捕(2) 二〇
一六	三九九二	講和ハ清國ノ為メニ得策ト云フ可シ
一七	三九九三	条約改正ノ疑議(4) ⑤一・二・三
一八	三九九四	宜ク民權ト商工業トノ關係ヲ知ルベシ
一九	三九九五	(3) 一五・三〇
二〇	三九九六	安南ノ変乱ニ因シテ支那政府ハ之ガ責ニ付ズルヲ甘ズル乎
二一	三九九七	兵数ノ多寡(2) ⑤四
二二	三九九八	全国茶業組合總代人ノ集会(2) 七
二三	三九九九	条約ヲ改正セント欲セバ内治ヲ忽略ニ
二四	四〇〇〇	附ス可カラズ(2) 一一
二五	四〇〇一	明治十七年五月七日ノ三大令(3) 一〇・一一
二六	四〇〇二	技術世襲ノ弊
二七	四〇〇三	合衆國海關稅ノ疑問

(月日)	(号数)	(社説題)
五・一五	四〇一六	黒田内閣顧問近日ノ挙動(2) 一七
一六	四〇一七	清仏和約ノ電報
一八	四〇一九	区町村會議長ノ權限
二〇	四〇二〇	鐵道公債ノ再募
二二	四〇二一	茶業組合總代人ノ集会(3) 二二・二三
二四	四〇二四	日報記者ハ我大藏卿ヲ誣ントスル乎
二五	四〇二五	内事ヲ外報ニ得テ感アリ
二七	四〇二六	華族學校官立トナル(4) 二八・二九・三〇
三一	四〇三〇	理医学講談会ノ設立ヲ悦デ法文三部ノ
三三	四〇三二	教官諸氏ニ望ム所ヲ陳ス(2) ⑥一
三六	四〇三六	普國ノ參議院責任宰相ノ制ヲ拒ム(5) 四・六・七・一〇
三八	四〇三九	決闘ハ蛮族ノ遺習ナリ(3) 五・七
四〇	四〇四一	租金ハ何レノ処ニ達スレバ人民納租ノ義務ヲ終レリトスル乎
四二	四〇四三	商標條例
四四	四〇四五	詔明治十七年度歳入出予算書(5) 一五・一七・一八・一九
四六	四〇四七	忍辱ノ教ヲ持スル者モ亦此ノ如クナル乎(2) 一四
四八	四〇四九	爆裂案ノ毒將ニ全世界ニ蔓延セントス
五〇	四〇五一	歐洲諸國將ニ連合會議ヲ開カントス(2) 二二

(月日)	(号数)	(社説題)
六・二一	四〇四八	条約改正ノ談判如何(2) 二二
二四	四〇五〇	評英韓条約(3) 二五・二六
二七	四〇五三	新聞紙發行ノ多寡ハ人民政治思想ノ冷熱ヲ表スル者ナリ(3) 二八・⑤一
二九	四〇五五	ゴルドン將軍ノ運命如何
三〇	四〇五六	各府県戸長官撰ノ準備(2) 二
三一	四〇五八	中山鐵道公債増募ニ付日報記者ノ答弁ヲ煩サントス(2) 四
三三	四〇六〇	清國第二ノ屈從將ニ近キニアラントス(2) 六
三五	四〇六二	仏國償金ヲ支那ニ要ム
三六	四〇六三	愛耳蘭フェニヤン党ノ目的如何(5) 一一・一二・一五・一六
三八	四〇六五	再ヒ日報記者ノ答弁ヲ促ス
三九	四〇六六	華族令
四〇	四〇六七	旧華族諸氏ノ為メニ祝ス
四二	四〇六九	清仏ノ再紛議
四四	四〇七一	華族令及授爵ノ私疑(3) 一六・一七
四六	四〇七三	教導職廢ス可シ(3) 一九・二〇
四八	四〇七五	清仏ノ間和戰ノ決如何
五〇	四〇七七	マルシヤル群島中ノ蛮民日本人ヲ虐殺ス
五二	四〇七九	日報記者ノ答弁ヲ讀ム(3) 二五・二六
五四	四〇八一	六
五七	四〇八三	九
五九	四〇八五	仏國元老院離席議案ヲ可決ス(2) 二

(月日)	(号数)	(社説題)
三〇	四〇八一	仏蘭西人民ノ性質(2) 三一
三二	四〇八三	清商横濱居留地ニ取引所ヲ設ク
三四	四〇八五	在宗堂及ヒ李鴻章
三六	四〇八七	和戰ノ決仏國ニ在リト云フ可シ
三八	四〇八九	英國保守党ノ無定見
四〇	四〇九一	英明家ヲ褒賞スルノ法無カル可カラズ
四二	四〇九三	貴族ノ未來記(3) 八・九
四四	四〇九五	穆麟德氏朝鮮政府ヨリ職ヲ止メラル(3) 一一・一二
四六	四〇九七	教導職廢ヤラル(2) 一三
四八	四〇九九	仏軍鶏籠ヲ占領ス
五〇	四〇六一	銅貨ノ鑄造ヲ制止セラレシコトヲ望ム
五二	四〇六三	英國下院ゴルドン將軍ヲ救済スルノ費用ヲ議定ス
五四	四〇六五	日本鐵道會社會議ヲ公ニセントス
五七	四〇六七	口ニ文明ヲ唱ヘテ身蛮夷ノ行ヲ為スト
五九	四〇六九	ハ其レ仏人ノ謂ヒ乎
六一	四〇七一	西教仏教略ホ其接ヲ一ニス(5) 二〇・二一・二二・二三
六三	四〇七三	清仏ノ談判破裂セリ
六五	四〇七五	仏相フエリー氏ノ演說
六七	四〇七七	日報記者ノ答弁ヲ讀ム(3) 二五・二六
六九	四〇七九	支那ノ敗北ハ日本ノ幸ナリ(2) 三〇
七一	四〇八一	虎列刺病將ニ侵入セントス

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
八・三〇	四二〇八	大蔵卿ノ演説ヲ読ム	一〇・二	四一三五	暴風雨一層ノ不景氣ヲ増サントス
三二	四一〇九	清仏ノ戦争ハ支那国民ニ取リテ悲數相半ハス(2)⑨二	三	四一三六	禍無罪ノ人ニ及ブナキヲ要ス
九・三	四一一一	早ク局外中立ノ布告アラシム	四	四一三七	媽祖ノ仏艦台湾ニ向フタリ
四	四一二二	清國ノ戰略	五	四一三八	仏蘭西ニ大統領ナシ
五	四一二三	魯國モ亦清國ノ禍ヲ利セントスル者ナル歟(2)六	七	四一三九	地方官ノ集会(3)八・九
七	四一二五	和戰如何	一〇	四一四二	東洋諸國ハ万国公法ニ分取セズ
九	四一二六	一國ノ防禦ハ未タ必シモ軍艦大砲ニアラズ(2)一〇	一一	四一四三	法律ノ侮辱
一一	四一二八	四面八方敵ナリ	一二	四一四四	追懷明治十四年今日
一二	四一二九	日本鐵道会社ノ改制ヲ論ベ(5)二六・一七・一九・二八	一四	四一四五	局ヲ結ブ何ノ時ゾ
一三	四一三〇	読清廷勅諭有感(2)一四	一五	四一四六	治外法權ハ独リ日本人民ノ不便不利ノミナラザルナリ(3)一六・二二
一八	四一三四	台湾ハ恐クハ仏軍ノ再撃ヲ免ザルベシ	一六	四一四七	清兵勝利ノ新報
二〇	四一三六	上海居留外人ノ快活(2)二一	一七	四一四八	極度ノ急進論ヲ建國ノ基礎トシテ行ヒ極度ノ守旧ニ流ルル者ハ大清帝國ナリ
二三	四一三八	四億万人ノ帝國孤軍三四千人ノ為メニ悩サルル歟	一九	四一四九	戦氣清國ノ野ヲ掩ハントス
二五	四一三九	愛國歟害國歟	二二	四一五一	外交上ノ責任ハ独リ外交官ノミニ帰ス可カラズ
二六	四一三〇	清仏ノ戦争ハ亞西軍均勢政略ノ一助トナル歟(4)二七・二八・⑩一	二三	四一五二	酒稅規則ヲ改正シテ地方衰微ノ幾分ヲ救ハントヲ望ム(5)二五・二六・二九・三〇
二七	四一三三	北陸七州懇親会及ヒ茨城ノ暴動	二四	四一五三	英國改進黨員保守党ノ集会ヲ襲フ
			二八	四一五六	栃木県民ハ日本第一等ノ富民ナル乎
			三〇	四一五九	自由党ノ解散
			一一	四一六〇	仏國ノ拳動ヲ論シテ開戦公布并ニ封港

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
一一・五	四一六二	ノ事ニ及ブ(3)二・六	一一・五	四一八八	リ(10)五・六・七・一三・一四・一九・二八・三〇
七	四一六四	埼玉縣ノ變報	一二	四一九四	特派ノ巡官ハ果シテ地方ノ政務ト民間ノ事情トヲ知ルヲ得ル乎否(2)九
九	四一六六	埼玉暴徒鎮圧	一〇	四一九二	何故ニ英國ハ海軍ヲ擴張セサル可ラサル乎(2)一一
一一	四一六七	封建ノ殘夢ヲ明治ノ社会ニ結ブコト勿レ(2)一二	一一	四一九七	英語ヲ学バハ宜シク正則ニ因ルベシ
一三	四一六九	合衆國ノ政權ハ誰レノ手ニ落ル乎(2)一四	一六	四一九七	朝鮮京城第二ノ警報
一五	四一七一	多殺ハ政府ノ目的ニ非ズ	一七	四一九八	朝鮮ヨリノ電報疑フ可キ者多シ
一六	四一七二	地方騷擾ノ余響如何	一八	四一九九	朝鮮在留ノ支那兵退去セズンバ朝鮮ノ平和望ム可カラズ
一八	四一七三	政治ノ命數ハ二十年未滿ナル歟	二〇	四二〇一	對韓政略(5)二一・二二・二四・二五
一九	四一七四	煽動果シテ騷擾ノ原因ナル乎	二六	四二〇六	改進黨ノ諾氏ガ脱党セシ事實ヲ記ス
二〇	四一七五	才登將軍ノ戰没	二七	四二〇七	責清國ニ在リ
二二	四一七六	学校設立ノ競争	二八	四二〇八	吳大澂ハ我談判ノ對手ニアラズ
二五	四一七七	亞米利加人ハ亞米利加ヲ支配セザル可カラザルノ辭說(2)二三	三〇	四二〇九	朝鮮ノ支那黨清軍ノ暴挙ヲ明白セリ
二六	四一七九	地方ノ窮苦骨ニ迫レリ	一・二	四二一〇	明治十八年
二七	四一八〇	沿海繁華都府ノ小学ニハ宜シク英語ヲ教授スル一科ヲ設ク可シ	二	四二一一	韓京ノ羞辱ヲ雪テ明治十八年ノ新年ヲ賀スベシ
二八	四一八一	和ニ在ル歟戦ニ在ル歟	三	四二二〇	口報記者ノ惑ヲ解ク
二九	四一八二	朝鮮近報	四	四二二二	朝鮮京城第二ノ諒山トナラシムル勿レ
三〇	四一八三	時事新報記者ノ救済策ハ漠然ノ考案ニ非ル乎(3)二九・三〇	六	四二二三	戦争ノ理由ヲ天下ニ明告スベシ
一一・二	四一八五	庄制ノ下ニハ道徳腐敗ス	七	四二二四	破裂ノ禍恐クハ免レ難キ歟
一一・三	四一八六	合衆國大統領クレイヴランド氏ノ意見			第二對韓政略(4)九・一〇・一一
一一・四	四一八七	治罪法ノ變遷ヲ見テ当局者ニ望ム所ア			

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
一・八	四二二五	京城ノ暴行ハ清韓共同ノ行為トス可カ ラズ	二・一〇	四二四三	朝鮮開化党ノ罪質如何
八	四二二五	読第二号布告	一〇	四二四三	清仏戦争ノ変勢
一一	四二二八	仏艦旅順ヲ取リシハ真歟	一一	四二四四	条約ハ終レリ其義ハ未タ果サズ
一三	四二二九	談判ノ一段落	一二	四二四五	時事新報記者ハ其論說ニ対スルノ責任 ヲ負フ乎
一四	四二三〇	京城事變ノ詳報ニ依テ日清ノ曲直確定 セリ	一三	四二四六	東洋政略(4)一五・一七・二〇
一四	四二三〇	己ムラ得ズンバ仏國ト同盟ヲ可シ(3)	一四	四二四七	ゴルドン將軍死セシ歟
一五・一六	四二三〇	朝鮮条約ノ要領(2)一八	一八	四二五〇	立憲改進黨會議(2)一九
一七	四二三三	韓廷清兵ノ侵入者ヲ証ス	一九	四二五一	清仏兩軍寧波ニ戦フ
一八	四二三四	京城ノ變日本ヲ以テ被害者ノ第一位ニ 置ク勿レ	二一	四二五三	清國政府ノ基礎ハ何物ゾ(3)二二・ 二四
二〇	四二三五	日清ノ葛藤ハ依然トシテ存セリ	二四	四二五五	遺清特使(2)二五
二二	四二二六	北京談判ノ三策	二六	四二五七	日本ノ國家ニ人民アリ
二三	四二二七	明治十八年一月九月ノ日韓条約書(4)	二七	四二五八	要求ノ事項果シテ如何(2)二八
二四・二五・二七	四二二八	二四・二五・二七	三一	四二六〇	(社説なし)
二八	四二二二	清國ニ対スル談判ハ神速ヲ要ス	三	四二六一	外人ニ依頼スルノ心ヲ去レ
二九	四二二二	對韓政略補遺(3)三〇・三一	四	四二六二	清國ノ願議ヲ推想ス(2)六
一	四二二六	東京日々新聞ノ日清韓三國關係論ヲ読 ム(3)三・四	五	四二六三	談判ハ北京ニ於テスベシ
五	四二二九	韓廷守旧党ノ罪至大ナリ	七	四二六五	支那學果シテ道徳ヲ維持スルニ足ル乎
六	四二四〇	朝鮮開化党ノ心事愍ムベキナリ	八	四二六六	苛政ノ害ヨリモ恐ル可キハ激徒ノ害ナ リ
七	四二四一	(社説なし)	一〇	四二六七	清國ノ非戦党
八	四二四二	罪犯引渡ノ疑案	一一	四二六八	府県會
			一一	四二六九	合衆國新大統領ノ就職
			一三	四二七〇	清廷ノ意和議ニ在ル歟

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
三・一四	四二七一	李鴻章談判全權大臣ニ任ゼラル	四・九	四二九三	裁判上補助語を定むるの必要を論ず (2)一一
一四	四二七一	地方税不足	一〇	四二九四	仏國は終に連合内閣を立るに至リし歟
一五	四二七二	夫ノ劇變ヲ疾ム	一一	四二九五	清仏和約の疑問に關する私見
一七	四二七三	伊藤大使天津ニ着セラル	一四	四二九七	日清談判の推想説
一七	四二七三	奴隸ノ君主タラン歟自由民ノ君主タラ ン歟	一五	四二九八	東京市改正私議(6)一六・一八・ 二六・三〇・⑤二
一八	四二七四	北京政府諸外國公使ニ仲裁ヲ請フノ風 説	一七	四三〇〇	露ヲ防グノ責担リ英國ニアラズ
一九	四二七五	外人ハ日本國ノ義氣ヲ知ルヤ否ヤ	一八	四三〇一	日清ノ和局
二〇	四二七六	日清談判ノ予想ヲ陳ブ	一九	四三〇二	朝鮮善後の策如何(5)二二・二三・ 二四・二五
二二	四二七七	天津ハ大使談判ノ地ニアラズ	二一	四三〇三	日清条約の調印
二二	四二七七	韓使將ニ帰國セントス	二三	四三〇五	条約調印の結果
二二	四二七八	戰時禁売品ヲ論ス(3)二四・二六	二八	四三〇九	合衆國新任大統領及び新任公使
二五	四二八〇	在韓ノ清兵ヲ撤スルハ清國ノ利ナリ	一九	四三一〇	三大約議
二七	四二八二	北京朝廷ノ近状	一	四三一二	英國も亦斯に倣はんとする乎
二八	四二八三	未タ晩シトセズ	三	四三一四	戦争は到底避け難し
二九	四二八四	談判想像私説(2)三一	五	四三一五	内治の急務(11)六・七・八・一〇・ 一三・一四・一九・二〇・二二・二三・ 二四
四・一	四二八六	談判ノ期日切迫セリ	九	四三一九	醬油菓子ノ二税則
二	四二八七	仏蘭西内閣ノ辭職	一〇	四三二〇	電信条例を読む(3)一一・一三
二	四二八七	獨逸將ニ英露ノ間ニ発セントス(3)	一五	四三二四	毎日新聞の通送料を全廢するの趣旨
五	四二九〇	五方ノ仏兵支那地方ニ向ハントス	一五	四三二四	英露紛議の結局
七	四二九一	フレシネー氏内閣組織ヲ辞ス	一六	四三二五	茶葉取締規則
八	四二九二	清仏の戦争は仏国内閣の更迭を以て平 和に歸せざるなり	一七	四三二六	増税の目的如何
九	四二九三	和戦戦歟	二一	四三二九	英露の紛議は未だ結局に至らざる歟

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
五・二三	四三三二	高知県会争議の疑案(2) 二四	六・二四	四三五八	二七 国庫準備金高に就て疑ふ所あり(2) 二五
二六	四三三三	絹織物に課税するの説は果して真乎	二七	四三六〇	陸海軍費の増加
二六	四三三三	和歌戦艦	二八	四三六二	瓦斯局払下(2) ①
二七	四三三四	居留外人の酒造	三〇	四三六三	官府県立学校を以て徴兵嫌避者の潜匿所と為すこと勿れ
二八	四三三五	醤油製造者の陳情(4) 二九・三〇・三一	二	四三六六	再び準備金の疑を質す(2) 三
三〇	四三三七	疲弊の確証	七・二	四三六六	区町村会は無限の徴税権を有する者にあらず
六・二	四三三九	済急趣意書を読む(7) 三・四・五・六・七・一	二	四三六六	経済雑誌記者の三思を請ふ
三	四三四〇	嘆又嘆	三	四二六六	福島県庁を郡山に移さんとするは果して全管内の利益なる乎(5) 五・七・九・一
三	四三四〇	勤俟私議(4) 六・七・九	四	四三六七	小さく学んで大ひに利す
一〇	四三四六	其説に対して其真なる可からず	三	四二六六	大雨洪水
一一	四三四六	英国内閣辞職す	四	四二六七	二大橋の新築如何(3) 八・一〇
一二	四三四八	読明治十八年度蔵入出予算書(7) 一六・一七・一八・一九・二〇・二一	四	四三六七	三たび準備金に就て疑ふ所あり
一二	四三四八	清仏条約成る	五	四三六八	日本形大船の新造を禁止せる其成達果して如何(4) 一四・一五・一七
一三	四三四九	朝鮮を以て第二の波蘭國と為す勿れ(2) 一六	六	四三六九	第二急急策(5) 一五・一六・一七・一八
一四	四三五〇	地租徴取期限の改正	二	四三七四	醬油税に關して経済雑誌記者に四考を望む
一七	四三五二	醬油税に關して経済雑誌記者の再考を請ふ	二	四三七四	朝鮮京城變報の風聞
一八	四三五三	英文の毎週附録を發行する趣旨	一四	四三七五	
一九	四三五四	英国新内閣	一六	四三七六	
二二	四三五七	時事新報記者の救済策は之を實地の問題と為すを得べき乎(4) 二五・二六	一八	四三七九	

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
七・一九	四三八〇	穆麟德は第二の沈惟敬なる乎	八・二五	四四〇一	区町村費を地租七分一に制限する影響如何(3) 二六・二九
一九	四三八〇	森林の濫伐と水害との關係を論ず(5) 二・三・二四・二五	九・一	四四一七	虎列刺病兵衛に侵入す
二二	四三八一	朝鮮京城に第三の暴動を起さしむる勿れ	三〇	四四一六	再び三菱共同兩社の合併を論ず(4) 三・五・六
二四	四三八三	朝鮮の近状	六	四四二二	女權伸張の余論(2) 八
二五	四三八四	人間の鑑定法(2) 二八	九	四四二四	穆麟德及び大院君(2) 一〇
二六	四三八六	グラント將軍逝去	一〇	四四二五	独逸及西班牙の紛議
二九	四三八八	日本商業論(9) 二〇・三一・⑧・一・二・四・六・七・八	一一	四四二六	欧州無事の時は世界多事の時なり
三〇	四三八九	朝鮮在勤日清兩共の撤去	二二	四四二七	Anglo Japanese Review) 刊行出願
八・二	四三九二	巨文島(2) 四	二二	四四二七	以來的経歴を略序す
五	四三九四	三菱共同兩汽船会社(2) 七	二二	四四二八	格闘候左宗棠死す
八	四三九七	世界の和平	二二	四四二八	英露条約成るの報
九	四三九八	田開拓使は名実共に廢せざる可からず(4) 一一・一二・一三	二五	四四二九	経費節減の必要は獨り地方税町村費支弁の事業に止まらず(2) 一六
一四	四四〇二	教育令改正(2) 一五	二七	四四三一	三菱共同兩会社の財産価額(5) 一八・一九・二〇・二二
一六	四四〇四	中学の実をして其名に副はしめんことを要す	一九	四四三三	安南新主
一八	四四〇五	第二十五号布告	一三	四四三六	東京商業者に告ぐ
一八	四四〇五	三菱共同兩社の合併(5) 一九・二〇・二一・二二	一四	四四三七	再論北海道(3) 二七・二九
二〇	四四〇七	府県立及町村立学校授業料	一五	四四三八	亜細亞大博覧会の準備を聞て感あり
二二	四四〇八	布哇島移住民	一六	四四三九	遊警罪即決の布告
二二	四四〇八	女權伸張の方法如何(10) 二三・二五・二六・二七・二八・二九・⑨・一二・一四	一六	四四三九	仙台蛋系改良本部の弁駁附評
二二	四四〇九		三〇	四四四二	地方分権は国会開設準備の一要件なり(2) ⑩・一

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
一〇・一	四四四三	仏教固着の弊害(2)二	一・五	四四七三	宜く其民を帰服せしむべし
三	四四四五	読新汽船会社命令書(2)四	六	四四七四	芝区地所私下げの疑問(3)七・八
四	四四四六	欧州東方の事変(3)六・七	一〇	四四七七	府県債条例制定の風聞
八	四四四九	外交官は濫りに変換なきを要す	一一	四四七八	小学教場の達
九	四四五〇	天時は倅を得たり人事は果して如何	一二	四四七九	種痘規則
〇	四四五一	日本郵船会社の株券は外人にも所有することを許すべし(2)一一	一三	四四八〇	内閣更迭風聞の取消
一一	四四五二	英和評論新聞紙(The Anglo-Japanese Review) 増加ノ理由	一四	四四八一	軍旗の歌
一三	四四五三	仏国議員選挙の結果(2)一四	一五	四四八二	外人を雇はするには充分の注意を為すべし
一四	四四五四	日本郵船会社	一八	四四八四	海陸軍の振はざるを敷せず宜しく日本貿易の振はざるを敷すべし(2)一七
一五	四四五五	勝敗如何	二〇	四四八七	小学教科書私議(2)一九
一六	四四五六	第八回の通常府県会	二二	四四八八	明治人民の二大業(2)二二
一七	四四五七	英国新聞の勢力	二四	四四八九	生糸市況の変動
一八	四四五八	明治十九年度の歳入出予算書如何	二五	四四九〇	国会議事堂建築は如何なりしや
二〇	四四五九	完全なる国会と盛大なる博覧会とは何れが国光を発輝するの力あるや(5)	二七	四四九二	地方官は地方税金を貸付するを得るや否(2)一六
二二	四四六〇	二一・二二・二三・二五	二八	四四九三	福島県会議員の拘留
二四	四四六三	虎列刺病益々盛なり	二九	四四九四	政治家の勇氣
二七	四四六五	仏国の政党(2)二八	一	四四九五	嫌疑者の拘引
二九	四四六七	書生の方向(4)三〇・三一・三三	三	四四九七	米商会所及び株式取引所に関する条例の改正(2)二
四	四四七二	汽船会社合併論(2)四			高知県会の議決怪むべし
		大院君帰國後の朝鮮			警察の整合は唯内国利害の關係に止まらず

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
二二・四	四四九八	経済上の誤見(3)五・六	一	四五三三	地方政務の改革(6)一三・二四・二六・二七・二八
六	四五〇〇	英国政党の勝敗(3)八・九	一	四五三四	北海道庁の新置(2)二九
一〇	四五〇三	東京府知事の意見如何(3)一一・一二	二	四五四五	英国内閣辞職す
一三	四五〇六	水道余論	二	四五五五	官吏試験法
一五	四五〇七	東京府巡査の改良	三	四五五七	英国内閣の組織如何
一六	四五〇八	官立府県立学校の特権(2)一七	三	四五五八	日本郵船会社の前途如何
一七	四五〇九	朝鮮の近報恐くは大事にあらざるべし	三	四五五九	宮城県の人足使役法なる者は何種の租税なる乎(5)四・五・六・七
一八	四五一〇	朝鮮をして訛伝の潜伏場たらしむべからず(2)一八	三	四五五九	英国内閣組織の困難
二〇	四五一二	朝鮮の近勢	四	四五五九	総理大臣の兼職如何
二二	四五一三	酒造税(2)三〇	四	四五五九	グラッドストーン氏の心事
二二	四五一三	内閣の改革如何(2)二四	六	四五五九	航業会社の特別保護(2)一二
二五	四五一六	新内閣に対する疑問(4)二六・二七・二九	九	四五五九	宮城県人足使役法裁定の結果
三〇	四五二〇	宜しく望ある明年を造り出すべし	一〇	四五五九	議員選挙権及び被選挙権
一・二	四五二二	明治十九年	一〇	四五五九	米國海關稅減少の影響果して如何(3)一四・一六
二	四五二二	義州電線(2)三	一一	四五五九	集會条例改正の必要を論ず(5)一八・一九・二一・二三
二	四五二二	明治十八年の大事記(9)三・五・六・七・九・一〇・一一・二三	一二	四五五九	政府国会議事堂の建築に着手せんとす
五	四五二三	政府の組織改正(7)六・七・八・九・一〇・一一	一三	四五五九	宮城県人足使役法は之を人民に強課するの力ある乎
一三	四五三〇	清國招商局及び日本郵船会社(3)一四・一五	二〇	四五六三	栃木県地所私下の訴訟
一六	四五三三	外国船乗込規則(2)一七	二〇	四五六三	
一九	四五三五	我内閣の責任とは何人に対する責任なる乎	二二	四五六四	

(月日)	(号数)	(社説題)	(月日)	(号数)	(社説題)
二・二四	四五六六	学習院(2)一五	四・七	四六〇二	郵船会社の結局如何(2)八
二・二五	四五六七	宮城県人足使役法廃止せらる	九	四六〇四	正金銀行は銀行紙幣を引換るの義務を有する者なり
二・二六	四五六八	国会議事堂(2)二七	一〇	四六〇五	官物払下(2)一一
二・二七	四五六九	公文式発布せらる	一一	四六〇六	師範学小学及び中学三校令(5)一三・一四・一五・一六
二・二八	四五七〇	中央茶業組合本部会議(2)二二	一五	四六〇九	英園首相の愛爾蘭処分案
三・三	四五七二	各省官制の発令	一七	四六一一	代言人規則改正(3)一八・二〇
四	四五七三	帝國大学令(2)五	二〇	四六一二	關邪論(駁東京日々新聞)(9)二一・二二・二三・二四・二五・二七・二八・二九
四	四五七三	法律解釈の分裂は如何にして其弊害を防御すべき乎(2)六	二七	四六一九	福島県の生糸販賣始末如何(2)二八
七	四五七六	国会準備費(8)九・一〇・一一・一八・一九・二〇・二二	三〇	四六二二	煙花に制限を置くの必要今日に迫れり
一二	四五八〇	条約改正如何(7)一三・一四・一六・一七・一九・二〇	前号中欠号訂正		
一四	四五八二	合衆国及支那の約議(3)一七・一八			二一・二四・二五
二三	四五八九	東京商工会の復申責(駁東京日々新聞)(5)二四・二五・二六・二七			二二・二二・二四・二五
二六	四五九二	米政府支那人に向つて救恤金を与へんとす(2)二七	頁段行		
二八	四五九四	繁文を省くは特に官衙以内の事務に止まる可からず	30上2		
三〇	四五九五	歳費の不足を償ふは陸海軍費を減するにあり(2)三一	30上5		二六九四(欠号)
四・一	四五九七	元老院の新官制	30上16		削除
二	四五九八	改進黨大会に感ずる所あり記して演説に代ふ(肥塚龍)(4)三・四・六	30上19		二七二三(欠号)
			(正)	一・六	削除
			(誤)	六	政府官俸稅ヲ廃ス 前号、
				四	ノ続キ(3?)七
					政府官俸稅ヲ廢ス(3)
					六・七